

## 第4章 司法：ムスリム同胞団関連事件に対する破棄院の判決から

著者	竹村 和朗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	政策提言研究
雑誌名	動乱後のエジプト：スィーサー体制の形成（2013～2015年）
ページ	53-68
発行年	2018-03
章番号	第4章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
研究会名	エジプトにおける権威主義体制の再構築と地域秩序
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00050339">http://hdl.handle.net/2344/00050339</a>

## 第 4 章

## 司法：ムスリム同胞団関連事件に対する破棄院の判決から

竹村和朗

## はじめに

本章は、現代エジプトの普通司法の最高裁判所である破棄院<sup>①</sup>による破棄判決、すなわち原判決の破棄と再審の指示から、スィーサー体制と司法の関わりを論じるものである。「6月30日革命」前後の政治過程を通じてスィーサー体制と密接な関係を築くようになった司法府が、同体制によって否定されるムスリム同胞団に関連する刑事事件について下した破棄判決を見ることによって、スィーサー体制下の政治と司法の関わり、とりわけ司法府の役割とその限界について考察してみたい。

本書の第2章で論じたとおり、ムスリム同胞団を支持母体とするムスィー体制が、軍と司法府と対峙しながら2012年憲法を制定したのに対し、「6月30日革命」の実行者は、司法府と手を組み（その象徴がマンスール最高憲法裁判所長官による暫定大統領就任）、法の専門家憲法起草委員会に引き入れて2014年憲法草案を作り、スィーサー体制を成立させた。現代エジプトにおいて、司法はすでに社会生活の中に浸透しているが、司法府の成員や各種法的手続きの詳細については、知られていないことが多い。それでも、破棄院や最高憲法裁判所などの上級審の判決はその性格上、一般に公開され<sup>②</sup>、新聞報道などのマスメディアにも取り上げられやすく、政治運動や人権活動のチャンネルのひとつとなっている（たとえば Moustafa [2009]）。本章で取り上げるのは、2013年12月に「テロ組織」に認定されたムスリム同胞団に関係する2件の刑事事件に対する破棄院の判決である。これら2件は、それぞれ2013年8月と2014年1月に同胞団体制を支持する街頭デモにおいて逮捕され、有罪判決を受けた者たちが破棄院に上訴したものであった。

スィーサー体制下の司法は、2013年の「6月30日革命」以前の旧体制であるムスリム同胞団の構成員や支持者に対して、一貫して厳しい姿勢をとってきた。このことは、政権が

<sup>①</sup> アラビア語で *maḥkama al-naqd* という。naqd は上級審が原判決を取り消すこと、すなわち「破毀」を意味するが、現代の用語法に則り「破棄」と表記する。破棄院は、1931年3月2日にカイロに設置された。最高憲法裁判所が1979年に設置されたことと比べて、歴史が古い。

<sup>②</sup> 破棄院や最高憲法裁判所の判決は、破棄院の公式ウェブサイト (<http://www.cc.gov.eg/>) で閲覧することができる。

2013年12月にムスリム同胞団を公式に「テロ組織」に認定した後、司法府、特に下級審によって、数百人規模のムスリム同胞団関係者の死刑判決が、幾度となく出されたことに表されている。この一点だけをとれば、憲法に明記される三権分立にもかかわらず、司法府はあたかも行政府の奉仕者になってしまったかのように見える。しかし、実態は本当にそのようなものなのか。本章では、こうした司法と行政の関係性をより丁寧に検証するため、原判決の法学的検討を担う「法の番人」である破棄院が、政治により「テロ組織」とみなされたムスリム同胞団に関係する刑事事件原判決の何を問題視し、どのような論理から破棄判決を下したのかを明らかにする。破棄院の判決文の内容から、スィーサー体制下における司法府のあり方について考察していきたい。

## 第1節 スィーサー体制と司法

司法は、現代エジプトにおける政治・社会動向の重要な観測点である。歴史を振り返れば、司法と政治権力の関わりは決して一様ではなく、体制寄りの傾向が見られるときもあれば、強い独立性を得た時期もあった（Brown [1997]）。特に1990年代から2000年代にかけては、最高憲法裁判所への上訴などを通じて、人権団体やNGOによる異議申立てや政治活動が活発化した（Moustafa [2009]）。司法府に属する機関・機構や構成員の数や種類は多く、多種多様なアクターを抱えている。たとえば、2014年憲法の第5編「統治体制」の第3章から第7章には、司法権を構成する裁判官や検察に始まり、憲法審査権を持つ最高憲法裁判所、法務専門職である弁護士や法医学者、不動産登記所職員に至る各種司法実務者の存在が言及されている。エジプト法務省のウェブサイトを見ても、その傘下に収められた各種裁判所とともに法務に関わる諸部局が多数記載されている<sup>③</sup>。これら諸機関での職務や各専門職組合を通じて、司法実務者の中にもさまざまな考えや志向性を持つグループや派閥があることは想像に難くない。しかし、そうした司法実務者の人間関係や思想などの多くは——著作を出した一部の人々（ex. Bishri [2006]）について以外——、これまでほとんど明らかにされてこなかった。

本書が対象とする2013年の「6月30日革命」後のスィーサー体制形成期には、司法が政治過程に積極的に関与しようとした痕跡が見られる。本書の第2章でも述べたように、司法府と、ムスリム同胞団を支持母体とするムルスィー政権の間には、議会選挙や2012年憲法起草過程を通じて生じた軋轢があった。たとえば、行政裁判所は、「1月25日革命」後に行われた議会選挙について、選挙手続きの瑕疵を理由に無効判決を下した。これによりムスリム同胞団を母体とする自由公正党は、空前の多数議席を得た議会での足場を失うことになった。2012年6月には同じく自由公正党に対し、宗教にもとづく政党は無効であると

<sup>③</sup> エジプト法務省の公式ウェブサイト (<http://www.jp.gov.eg>) では、各地・各等級の裁判所にページが設けられ、現職の裁判所長やその経歴に関する情報を得ることができる。

する訴えが高等行政裁判所に持ち込まれ、自由公正党の組織的基盤が揺るがされた (Ahram Online 2012)。他方、ムルシー大統領は、2012年憲法の制定過程において、大統領による憲法宣言は覆せないとする憲法宣言を発し、軍と司法府を牽制した。司法府がこれに強く反発したため、2012年憲法の国民投票の司法監督の準備が遅れ、結果、国民投票は二度に分けて行われることになった。

2013年の「6月30日革命」により軍がムルシー大統領を解任した後、暫定大統領に就いたのが、マンスール最高憲法裁判所長官であったことも象徴的である。2012年憲法では、大統領が一時的に職務を遂行できない場合には内閣総理大臣がその職務を代行し、死亡や恒常的不能状態の場合には議会下院の議長が代行すると定められていた (第153条)。「6月30日革命」では、ムルシー大統領によって選任されたカンディール内閣は残っていたが、前述の行政裁判所の判決により議会下院はすでに解散されていた。従って、マンスール最高憲法裁判所長官が暫定大統領職に就いたのは憲法に書かれていない手続きであり (もちろん2012年憲法は「6月30日革命」により施行を停止していたが)、国権を掌握した軍による超法規的措置であった。どのような理由付けがなされるにしても、上級審を代表する最高憲法裁判所の長官が「6月30日革命」という局面で大統領代行を担った政治的意義は否定できない。なお、2014年憲法では、大統領の職務代行者は議会の議長か、議会不在の場合には最高憲法裁判所長官であると明示されている (第160条)。

「6月30日革命」直後の2013年7月には、軍や警察により、ムルシー体制を支えたムスリム同胞団の幹部が次々に逮捕・拘束されていった。7月4日には、司法の中核にあり、裁判官の人事を独占的に管轄する最高司法評議会<sup>(4)</sup>が、ムルシー体制によって任命された検事総長を退任させ、前任者を復職させる決定を下した (al-Faqī and ‘Ayyād [2013])。新たな検事総長の下、検察は、逮捕した同胞団関係者をすぐさま起訴していった。7月10日には、ムルシー大統領支持派デモと治安部隊との衝突から多数の死傷者が出たことから、ムスリム同胞団の最高指導者バディーウ師の逮捕状が出された (Ahram Online 2013)。また、所在不明とされたムルシー前大統領についても、2011年の「1月25日革命」の際にワーディー・ナトルーン刑務所の襲撃とムスリム同胞団関係者の脱獄幫助に関与したとして、有罪判決が下される可能性が出てきた<sup>(5)</sup> (Ismā‘īl [2013])。

2013年8月にはカイロ各地の広場や通りで抗議の座り込みを続けていたムルシー支持者たちが警察や治安部隊により強制排除され、特にムルシー支持者側に多くの死傷者を出した。中でも被害が大きかった「ラバア広場」は、後に当局による暴力被害と抵抗の象徴

<sup>(4)</sup> アラビア語で majlis al-qaḍā’ al-a‘lā という。議長は破棄院長である。同評議会の構成員については、本章第2節を参照のこと。

<sup>(5)</sup> この事件では、2015年5月16日にムルシーとその他105人に死刑判決が下されたが (Ahram Online [2015])、2016年11月15日に破棄院が原判決の破棄と再審を命じた (Ahram Online [2016])。ムルシーについて2017年8月までに実刑が確定しているのは、2012年12月の大統領公邸でのデモ隊殺害教唆の罪で下された20年の禁錮だけであり (Barsoum [2015])、この件についてもムルシー弁護団は控訴している (Ahram Online [2017])。

となった<sup>6)</sup>。このラバア事件と同時期に、2012年憲法の改正案作成が法の専門家からなる「10人委員会」によって進められた（本書第2章を参照）。この10人委員会は、「6月30日革命」指導部によって指名された10人から構成され、最高憲法裁判所副長官、破棄院・控訴院判事、国立大学法学部の憲法学者が含まれていた。10人委員会に加わった人々が司法府を代表するとはいえないが、後にスィーサー体制となる政治体制の基礎としての2014年憲法の起草過程に司法の高位役職者が関わったことは事実である。次節では裁判官の地位と構造について、1977年法律第46号「司法権法」の規定から述べるが、これらの上級審の裁判官は長らく法曹界でキャリアを積んできた者であった。

2013年12月、ムスリム同胞団は正式に「テロ組織」に認定された。これに伴い、2014年3月には、エジプト南部のミニヤ始審裁判所が500人以上の同胞団支持者に一括して死刑判決を下し、国際的な注目を集めた。ムスリム同胞団と親和的なカタールの国際衛星放送局アル・ジャズィーラの電子版記事は、529の被告人に割り当てられたわずか数人の弁護士の声として、適正な弁護の機会が与えられていないことを伝えている（al-Jazīra [2014]）。その後も各地の裁判所において、数十人、数百人に対する一括死刑判決が相次いだ。

こうしてスィーサー体制期の司法府は政治の奉仕者のような様相を呈しているが、司法実務者、とりわけ憲法により独立性を担保されている裁判官の心境は、一体どのようなものであろうか。これを破棄判決から読み解く前に、まずはエジプト司法における破棄院の位置づけと権限、そこで審理を担う破棄院判事の職務構造について概観しておきたい。

## 第2節 破棄院の位置づけと権限

かつて最高憲法裁判所長官を務めたムハンマド・ナギーブの著作『エジプト司法体系（増補修正版）』（Najīb [2004]）によれば、破棄院は、民事や刑事を扱う普通司法体系の頂点に立つ司法機関である。普通司法の裁判所は、区裁判所、始審裁判所、控訴院の三等級から構成される<sup>7)</sup>。第3節で扱う刑事裁判を例にとれば、最下級の区裁判所は、始審裁判所の管区内に複数設置され、これに属する1人の判事（qāḍī）によって裁かれ、軽罪と違警罪に関わる事案を扱う（Najīb [2004, 71]）。エジプト刑法では、刑事罰は重罪、軽罪、違警罪の三種に分けられ（第9条）、重罪は死刑から禁錮まで（第10条）、軽罪は拘留および100LE

<sup>6)</sup> 広場の名の「ラバア」は、中世の女性神秘主義者ラービア・アダウィーヤに由来し、エジプト方言でラバアと呼ばれる。この語が「4」を意味するアルバアと言葉が近いため、親指を曲げ四つ指を立てた手の形を印とするようになった。この頃、人々の間では「四つ指か、二つ指か？」と尋ねることが流行した。人差し指と中指を伸ばした二つ指を肩に当てると軍人の肩の徽章を意味するため、二つ指は「軍」を指し、「同胞団か、軍か？」を問う隠語であった。そのどちらにも与し（たく）ない者は、三つ指を立てて「第三の道」を示したり、人差し指を立て「神の唯一性」に託したりするなど、この問題に対する複雑な心情や立ち位置を表現した。

<sup>7)</sup> それぞれアラビア語で、mahkama juz'īya, mahkama ibtidā'īya, mahkama isti'nā'īya という。日本の制度に合わせれば、「簡易裁判所」「地方裁判所」「高等裁判所」であるが、エジプトの司法制度が範とするフランスの司法制度に合わせた訳語にした。

(エジプト・ポンド) までの罰金 (第 11 条)、違警罪は 100LE までの罰金 (第 12 条) と定められる<sup>(8)</sup> (al-Barbarī and al-Minshāwī [2014, 4])。始審裁判所は、3 人の判事により構成される管区を複数管轄し、控訴院判事を裁判所長として、3 人の判事により裁かれる (Najīb [2004, 74])。始審裁判所は、区裁判所を第一審とする軽罪や違警罪については第二審の役割を担い、禁錮や死刑を求刑する重罪事案に関しては第一審となる (Najīb [2004, 74–75])。

始審裁判所に対する第二審としての控訴院は、エジプト全国の 8 都市に置かれ、それぞれ近隣地域の始審裁判所管区を包含し、三人の上級審判事 (mustashār, 後述) により裁かれる (Najīb [2004, 77])。その 8 都市とは、首都カイロ、地中海に面した第二の都市アレクサンドリア、カイロ以北のデルタ地域を代表する都市タンタ、マンスーラ、イスマーイーリーヤ、カイロ以南のナイル河谷地域を代表する都市ベニー・スエーフ、アスユート、ケナである (Najīb [2004, 77])。裁判官の地位や権限を記した司法権法<sup>(9)</sup>の第 6 条によれば、控訴審は、控訴院長の要求にもとづき、かつ法務大臣の決定により、上記以外の場所でも開くことができる (al-Idāra al-‘Āmma li-l-Shu’ūn al-Qānūniya [2012, 7])。

破棄院は、これら三等級の裁判所に対する上級審であり、下級審の判決における適法性や手続きの瑕疵、被告人や検察側からの判決への異議申立ての審理、原判決の破棄の判断を行う (Najīb [2004, 88–89])。換言すれば、三等級の裁判所が具体的な事案とその状況を審理する「事実審」であるのに対し、破棄院は、出来事や事実そのものではなく、法的判断や手続きの適正さを審理する「法律審」としての役割を持つ (Najīb [2004, 90])。破棄院は、一人の院長、複数の副院長、破棄院判事から構成され、ひとつの案件はこれらの職位にある 5 人の判事によって裁かれる (Najīb [2004, 91])。破棄院には、刑事裁判に関わる部と、民事・商事・身分法に関わる部があり、それぞれの部を 11 人の破棄院判事が構成する (Najīb [2004, 91])。エジプト司法には、普通司法体系とは別に、国家行政に関わる法的判断や訴訟を扱う行政司法体系——その頂点が「国務院」(majlis al-dawla)——があり、破棄院は行政訴訟を扱わない。1979 年の最高憲法裁判所の設置に伴い、合憲性判断も破棄院の管轄から外された。従って、破棄院は、刑事裁判であれば刑法と刑事手続法<sup>(10)</sup>の実施と判断を問う。

それでは、破棄院判事になるためには、どのような資格や要件が必要とされるのだろうか。以下では関連する司法権法の規定を見てみよう。まず、職業としての判事になるための要件として、司法権法第 38 条は以下の 5 点を述べる。

<sup>(8)</sup> アラビア語で qānūn al-‘uqūbāt al-miṣriya という。1937 年法律第 58 号として公布された。公布時には全 395 条であったが、法改正による一部条項の取消や追加が重ねられている。違警罪は、アラビア語で mukhālafa (違反) というが、フランス刑法典の *contravention* を訳したものである。刑法もフランス法の影響を強く受けているようである。

<sup>(9)</sup> アラビア語で qānūn al-sulṭa al-qaḍā’iyya という。現行法は 1972 年法律第 46 号として公布された (元は、司法権に関する 1956 年法律第 43 号であったが、最高憲法裁判所や最高司法評議会の設置に伴い大幅改正された)。全 171 条で給与表などの附表もある。

<sup>(10)</sup> アラビア語で qānūn al-ijrā’āt al-jinā’iyya という (al-Barbarī and Zaghlūl [2013])。1950 年法律第 150 条として公布され、全 560 条からなる。

## 第 38 条

- ① 判事を務める者は以下を満たすものとする。
- (1) エジプト・アラブ共和国の国籍および完全な市民権を享受すること。
  - (2) 始審裁判所への任命<sup>(11)</sup>の場合には、30 歳に満たない年齢でないこと。控訴院への任命の場合には、38 歳に満たない年齢でないこと。破棄院への任命の場合には、41 歳に満たない年齢でないこと。
  - (3) エジプト・アラブ共和国の大学での法律学科の法律学免状、またはこれに相当する外国の証書を取得していること。後者の場合には、これに関わる法令に従い、相当の試験に合格していること。
  - (4) 裁判所または懲罰評議会から名誉を損なう判決を受けていないこと、もしくはすでに失われた名誉を回復していること。
  - (5) 言行において高い評判を得ていること。(al-Idāra al-‘Āmma li-l-Shu’ūn al-Qānūniya [2012, 16])

第 38 条では、破棄院判事の職務に就くためには、満 41 歳以上の年齢であることが定められている。すなわち、判事の最低就業年齢である満 30 歳から 10 年以上の期間を経過していることが求められる。

裁判官の具体的な職位は、続く第 39 条から第 43 条にかけて述べられる。序列の一番下から、「判事 B」「判事 A」「始審裁判所長 B」「始審裁判所長 A」「控訴院判事」「破棄院判事」の 6 等級が確認される。各等級では、判事を務めることができる弁護士の勤続年数、法学部教員の序列と勤続年数などが定められる。たとえば、最下級の「判事 B」については、控訴院での弁護を連続して 4 年務めた弁護士（加えて勤続 9 年以上の弁護士業の実務経験）、国立大学の法学部教員で法学関係職に 9 年以上勤務する者などが挙げられる（第 39 条）。年齢を基準にすれば、前出の第 38 条で判事に就任する最低年齢が満 30 歳とされたように、弁護士や法学部教員が大学卒業後すぐに職務に従事したとしても、同様の年齢になることが理解される。

この「判事 B」に始まり、「判事 A」「始審裁判所長 B」「始審裁判所長 A」へと裁判官の序列を上がっていくにつれ、当然のことながら、要件は厳しくなっていく。弁護士の勤続年数で比較すれば、「判事 A」は控訴院での弁護が連続 9 年（勤続 14 年）、「始審裁判所長 B」は連続 12 年（勤続 17 年）、「始審裁判所長 A」は連続 15 年（勤続 20 年）が最低基準となる（第 41 条）。年齢を基準にすれば、「始審裁判所長 A」になることができるのは、早くても 40 歳前後であり、前出の第 38 条第 1 項の年齢条件と一致する。

控訴院・破棄院以上の上級審判事は、「判事」一般を指す *qādī* とは異なり、*mustashār* と

<sup>(11)</sup> ここでは「任命」と訳出したが、エジプトでは公務員職に就くこと全般を *ta’yīn* という。後述する司法権法第 39 条では、判事の各等級の就業条件が定められるが、判事となる最初の第一段階である「任命」の条件や状況については、法律はほぼ何も語らない。

呼ばれる<sup>(12)</sup>。たとえば、控訴院判事は、弁護士であれば破棄院での弁護を連続して5年以上務めた経験が要件とされる(第41条)。序列の最上位である「破棄院判事」の場合には、控訴院判事を3年以上務めた者のほか、弁護士であれば破棄院での弁護を連続して8年以上務めた経験が条件とされる(第43条)。これらふたつの上級職は、先の年齢基準でいえば50歳代以上に相当する。

裁判官の任命や昇進は、大統領や法務省など行政府の決定をのぞけば、控訴院判事以上の裁判官の合議体である「最高司法評議会」によって決定される。司法権法第77条追加によれば、最高司法評議会は、破棄院長を議長とし、カイロ控訴院長、検事総長、破棄院副院長の最先任者2人、控訴院長の最先任者2人の計7人から構成される。司法府の最上位役職者の集団といえる。同様に司法権法第107条で定められる裁判官懲罰評議会も、破棄院長を議長とし、控訴院副院長の最先任者3人と破棄院副院長の最先任者3人から構成される。破棄院長が司法権内部のふたつの最重要評議会の議長を務めることから、破棄院が普通司法体系の最上位にあることが読み取られる。

裁判官の階層構造は、給与構造にも如実に表される。司法権法の付表によれば、最上位(基本給2,868LE)に位置するのは、破棄院長とカイロ控訴院長、検事総長の三者である。次席が、破棄院副院長とその他の控訴院長(2,320~2,868LE)である。これら上位二範疇は、先の最高司法評議会の構成員に相当する。そこから控訴院副院長(2,120~2,493LE)、破棄院・控訴院判事(1,620~2,433LE)、始審裁判所長A(1,548~2,364LE)、始審裁判所長B(1,308~2,064LE)、判事A(1,080~1,868LE)と序列が下っていくごとに当然給与水準も下がっていく(al-Idāra al-‘Āmma li-l-Shu’ūn al-Qānūniyya [2012, 71-72])。

以上、破棄院判事が、エジプトの普通司法職務体系の最上位に位置することを示してきた。続く第3節では、破棄院判事が、実際の判決において、どのような論理を示し、どのような判断を下したのかを見てみる。政治過程の中で「テロ組織」の烙印が押されたムスリム同胞団政権支持者に関する刑事裁判の原判決に対する異議申立ての声は、破棄院判事によって、どのように聞かれ、どのように応答されたのか。次節ではふたつの事例からその内実を探ってみたい。

### 第3節 ムスリム同胞団関係者に関する2件の破棄判決

2015年4月から5月の間に下された、ムスリム同胞団支持者デモに関する2件の破棄判決がある。これら2件はともに、カイロの北東部に位置するダカフリーヤ県の県庁所在地マンスーラ市の始審裁判所を第一審とし、破棄院の刑事部に上訴されたもので、破棄院の公

<sup>(12)</sup> フランス法における *conseiller* (法院裁判官、評定官) の訳語であろう。アラビア語の単語としては、広く「相談役」「顧問」を意味する。エジプト社会においては、厳密に控訴院・破棄院以上の判事に対してだけでなく、同様の上級審で職務を行う弁護士や検察官など、高位の司法実務者への敬称としても広く用いられる。



式ウェブサイトで判決文を閲覧することができる。

ひとつめは、2014年1月25日にマンスーラ市のジハーン通りで行われたデモの逮捕者37人に対するもので、半年後の同年7月23日に原判決が下され、26人に懲役10年、8人に禁錮3年、不在の3人に懲役5年が科された。被告人37人の内34人が破棄院に上訴し、司法暦84年第26166号として受理され、原判決から9か月後の2015年4月8日に破棄判決が下された。

ふたつめは、2013年8月30日にマンスーラ市のゲーシュ通りで行われたデモにおける逮捕者37人に対するもので、9ヶ月後の翌年5月21日に原判決が下され、28人に懲役10年、4人に禁錮3年、不在の5人に無期懲役が科された。被告人37人の内28人が破棄院に上訴し、司法暦84年第22781号として受理され、原判決から1年後の2015年5月9日に破棄判決が下された。

各案件においては、被告人の大半（全員ではない）が破棄院に上訴し、結果的に申立てを認める形で破棄判決が得られた。両案件はそれぞれ似たような経緯と結果を示すが、破棄の理由付けや立論は少しずつ異なる。以下、ふたつを読み比べてみよう。

### 3.1 2014年1月25日のジハーン通りでのデモ

判決文の冒頭では、公判を担当した5人の破棄院判事の名が記される。裁判長を務め、判決文を記したのは、アフマド・アイユーブ破棄院副院長である。判決文ではまず「事実」の陳述があり、続いて「主文」が述べられる。

判決文の「事実」では、被告人の罪がふたつに分けて挙げられる。第一に、被告人は、法に反して、憲法の停止<sup>(13)</sup>を求める「■■■団」（ウェブサイトで公開された原文では■■■の部分は伏字にされているが、明らかにムスリム同胞団を指す）に所属する罪が疑われる。判決文の表現によれば、「同組織にとって、テロは、上述の目的を達成するために用いられる手段である」。

第二に、被告人は、一般の人々を攻撃し、公的機関の財産を破壊することを目的とする集まりに参加した罪が疑われる。具体的には以下9項目の罪状が挙げられる。

- (1) ジハーン通りを封鎖し、公共交通を阻害した。
- (2) 許可なく爆発物を所持していた。
- (3) 市民に向けて爆発物を放った。
- (4) 市民の財産に向けて爆発物を放った。
- (5) 公務員である警察官に暴力を振るった。
- (6) 刃物を所持していた。

---

<sup>(13)</sup> ムルスィー大統領とムスリム同胞団政権を支持する人々は、2013年の「6月30日革命」の有効性を認めないため、ここで求められるのは、「2014年憲法の施行停止」のことであろう。憲法については、本書第2章を参照のこと。

- (7) ムスリム同胞団の目的を言葉やスローガンで流布した。
- (8) ムスリム同胞団の出版物を所持していた。
- (9) 近隣住民を暴力で脅した。

これらの罪について、刑法の第 102 条 A、第 102 条 C<sup>(14)</sup>、第 102 条 D（許可のない爆発物の扱いに関する法律）、第 137 条追加 1・2（公務員への暴力に関する法律）、第 167 条（公共交通の阻害に関する法律）、第 375 条追加、第 375 条追加 A（市民への暴力・脅迫行為に関する法律）、デモ規制法の第 1～4 条、平和的デモ法の第 1、4～8、16、17、19～22 条など関係する法令により、マンスーラ始審裁判所は 2014 年 7 月 23 日に以下の判決を下した。

第一に、被告人は先に挙げられたムスリム同胞団への所属について全員無罪とする。

第二に、被告人 37 人の内、出廷した 26 人は懲役 10 年、8 人は禁錮 3 年、不在であった 3 人は懲役 5 年とする。デモの中で用いられた刃物や火薬、爆発物は没収する。

原判決の後、2014 年 8 月に、被告人たちは弁護士を通じて破棄院に上訴し、合計 34 人の申立てが受理された（申立てをしなかった、もしくはできなかった 3 人は、出廷せずに有罪判決を受けた懲役 5 年の 3 人だと考えられる）。破棄判決の「主文」では、この 34 人はそれぞれ番号で呼ばれ、それぞれの事件への関与状況や法的判断の是非が論じられる。

まず、問題視されたのが 7 人の年齢である。取調べの資料によれば、被告人の第 2 番は 17 歳、第 1・5・6・13・29・30 番は 18 歳と推定される。最初の 6 人（第 2・1・5・6・13・29 番）がそれぞれ懲役 10 年、最後の 1 人（第 30 番）が懲役 3 年を科されているが、破棄判決の主文は、原判決の判断が年齢を考慮に入れていなかったと批判する。主文に引用されたエジプト少年法の第 2 条によれば、少年は「18 歳未満」と定義され、その第 111 条では「犯罪を行った時点で少年であった者は、死刑、無期懲役および有期懲役を科されない」と明言される。減刑する場合には、刑法第 17 条により、懲役刑は禁錮または 6 ヶ月を超えない拘留にすることが定められる。従って、破棄判決主文は「年齢確認は起訴事実に関係し、破棄院は、事実審が調査・確認により年齢を定めたものでない限り認めることができない」と述べ、量刑は再判断を必要とすることから、これら 7 人に関する原判決の破棄と再審を命じた。

次に、被告人の第 12 番と第 25 番は理由付けと証拠立てに不備があると主張し、破棄判決主文はこれを大筋で認めた。これら二人の行為について、ふたつの相異なる証言があったからである。その証言はともに現場に居合わせた警察官のもので、原判決では警察官 X が被告人の第 12 番と第 25 番がデモに参加しているところを逮捕し、その 2 人に有罪判決が下された。しかし、破棄判決は、デモ隊への潜入捜査を行っていた別の警察官 Y の証言に注目し、これら 2 人の被告人が実際にはデモに参加していなかったことが明らかになった。破棄判決は、ひとつの事柄に関する証言は複数あることが認められるが、複数の証言がひと

<sup>(14)</sup> 原文ではアラビア語の伝統的なアルファベット順に則り、A, B, J, D, H...と並ぶが、わかりやすさを優先して、英語のアルファベット順 A, B, C, D, E...に直した。

つの事実をできる限り正確に指し示すものでなければならないという理由から、これら二人に関する原判決の破棄と再審を命じた。

残る被告人の第3・4・7～11・14～24・26～28・31～34番の25人については、「犯罪の故意の有無」が争点となった。ここでは、被告人がムスリム同胞団を支持するデモに参加していることを中心に、以下のように論じられた。被告人を有罪と見なす法的要件は、デモにおける「犯罪の故意」であり、これなくして彼らを犯罪に駆り立て、罪を犯させるものはない。そして被告人の弁護人によれば、彼らの間には合意された方法による参加、すなわち「犯罪の故意」がなく、彼らは偶発的にその場に居合わせたただけであった。さらに原判決では被告人がムスリム同胞団に所属していなかったと判断されている。従って、これらの被告人は、ムスリム同胞団を支持するデモに参加し、武器の携行や周囲への攻撃を行ったことが疑われるが、確実な証拠が欠けている。論理の不整合性と証拠不十分から原判決の判断には不備があり、その破棄が認められると結論づけられた。

このように破棄判決では、懲役や禁錮などの有罪を受けた37人の内、破棄院に上訴した34人の被告人全員が——7人が少年であること、2人が証言の不一致、25人が「犯罪の故意」が認められないことを理由に——、原判決の破棄と再審の実施という結果を得た。破棄判決は、下級審による原判決を「法の番人」が丁寧に確認し、拙速な判断を戒めたと理解することができるだろう。ただし、破棄判決では、原判決において出廷しないまま懲役5年という有罪が確定され、破棄院への異議申立てにも加わらなかった（または、加わることができなかった）被告人3人について、何も語られない。

### 3.2 2013年8月30日のゲーシュ通りでのデモ

次にふたつめの案件を見てみよう。ひとつめの案件と判事や検事の名前は共通しない。裁判長を務め、判決文を記したのは、ファルハーン・バタラーン破棄院副院長である。冒頭の「事実」の陳述では、有罪判決を受けた37人の被告人の罪が3点に分けて述べられる。

第一に、37人すべての被告人は、法に反し、憲法の停止を求める「テロリストのムスリム同胞団」（ひとつめの案件と異なり伏字にされていない）に所属する罪が疑われる。

第二に、第1～35番の35人は、一般の人々を攻撃し、公的機関の財産を破壊することを目的とする集まりに参加した罪が疑われる。具体的には以下の8項目の罪状が挙げられる。

- (1) ゲーシュ通りを封鎖し、公共交通を阻害した。
- (2) 許可なく爆発物を所持していた。
- (3) 公務員である警察官に暴力を振るった。
- (4) ムスリム同胞団の言葉やスローガン、出版物を流布した。
- (5) 許可なく火器を所持し、公序を乱すために用いた。
- (6) 許可無く銃器・弾薬を所持していた。
- (7) 刃物を持っていた。

(8) 近隣住民を暴力で脅した。

第三に、第 36・37 番の 2 人は、以下の 2 項目の罪が疑われる。

(1) 爆発物を用いてデモを乱した。

(2) 第 1～31 番の被告人と共謀して、デモを指示した。

これらの罪について、関係するデモ規制法や内務省令、少年法、刑法などにもとづき、マンスーラ始審裁判所は 2014 年 5 月 21 日に出廷した 4 人に禁錮 3 年、28 人に懲役 10 年、不在であった 5 人（第 33<sup>(15)</sup>・34・35・36・37 番）に無期懲役を科した。これに対して、28 人が破棄院に上訴し（どの 28 人かは名前が伏せられているので不明だが、以下の内容からは無期懲役の 5 人以外と推定される）、以下の「主文」を得た。

ひとつめと異なり、ふたつめの案件の判決文では、被告人が原判決において「テロリストのムスリム同胞団」への所属が認められたかどうかは明示されていない。この点を含めて判決文の内容構成や書き口に、個々の執筆者である裁判官の性格や傾向の違いが感じられる。主文冒頭で、申立てを行った 28 人が同胞団に所属していないこと、そのため「犯罪の故意」がないことを主張していることから、同胞団への所属の有無が重要な争点になっていた。主文では、起訴状にもとづき、事件の概要が以下のように述べられる。

2013 年 8 月 30 日、〔マンスーラ〕警察署刑事の X 少佐は第一管区において、ムスリム同胞団の組織する三つの街頭デモを観察した。ひとつめのデモは α モスクの前に 250 人集合し、ふたつめのデモは β モスクの前に同程度の数、三つめのデモは γ モスクの前に 400 人集合した。彼らは皆解任された〔ムルスィー〕大統領を支持するプラカードを持ち、軍と警察に向けて抗議のスローガンを繰り返した。三つのデモはゲーシュ通りで集合し、両方向からこの通りを封鎖した。このことは近隣住民の不満を引き起こし、両者の間で言葉の応酬が起きた。ムスリム同胞団のデモ隊は石を投げ、散弾銃を発砲し始めた。この発砲により、治安部隊は住民保護のためにデモ隊を制圧し始め、被告人第 1～32 番を拘束した。この間、被告人第 33 番は手持ちの黒い革のバッグから即席爆弾を取り出し、それを治安部隊に投げた。強い爆発音が生じ、治安部隊がその者と爆弾を取り押さえた。その者とともにラバアの印が書かれた紙が見つかり、押収物を発見した。爆弾は被告人第 36 番と第 37 番がその者〔第 33 番〕に渡したものと判明した。その傍には被告人第 34 番と第 35 番がいて、軍と警察の構成員に対し不信仰者宣告を行っていたため、彼らはムスリム同胞団の一員とみなされる。このとき、警察官の Y が刃物で切り付けられ、右腕に切り傷を負った。

この記述に明らかなように、無期懲役を受けた（破棄院に上訴しなかった）5 人とみなさ

<sup>(15)</sup> 原文では 23 と書かれているが、後述の内容から 33 である可能性が高いと判断し、修正して表記している。

れる第 33・34・35・36・37 番は、爆発物や武器の所持と使用が警察官によって確認され、「ラバア」の四つ指マークを示す紙など「テロリストのムスリム同胞団」との密接な結びつきなどが証明されたために無期懲役を受けたと理解される。これに対し、破棄院に上訴した 28 人は、ムスリム同胞団への所属を否定し、それゆえに「犯罪の故意」の証明がなされていないと主張した。破棄判決の主文は、この主張を受け入れ、数百人が集合したデモの参加者の中でその場に居合わせて当局に拘束され、後に有罪判決を受けた 28 人が、実際に警察官や住民への攻撃を行い、違法な刃物や火器、爆発物を保有・使用した本人であったかどうか確認されていないと認めた。加えて、被告人の第 10・16・24・32 番は、ひとつめの案件と同様、少年とみなされる年齢であることから重罪を科すことはできない。従って、原判決の理由付けには不備があるとみなし、破棄院の判決文は、申立てを行った 28 人全員に対し、原判決の破棄と審理のやり直しを命じた。

判決文の末尾では、無期懲役を科された 5 人がこの破棄判決に含まれないことが、改めて明記された。破棄院への上訴に加わっていない、または加われなかったため、彼らはこの審理にはそもそも含まれていないはずであるが、ムスリム同胞団との密接な関係が立証されている彼らをあえて名指しして破棄判決から排除したことから、ムスリム同胞団との関係が重要な争点であったことを読みとることができる。

これらふたつの判決文は、異なる執筆者により書かれたが、共通する論理を備えている。破棄院判事たちは、原裁判の状況証拠にもとづく拙速な裁判に対して、「疑わしきは罰せず」とする慎重な法判断を下した。これは、破棄院が上級審としての役割を果たしていることを意味する。つまり、下級審の裁判官が政権の意図を汲み取った「異常な」法判断（たとえば、数百人の同胞団関係者に一括して死刑を求刑すること）を下したとしても、それを是正する仕組みが司法府内部で機能していることを意味する。ただし、下級審が拙速な審理を行う現状があることも否定できない。

これらふたつの判決において、破棄院への上訴から予め排除された者がいたことは、破棄院判事の考えを押し量る上で示唆的である。特にふたつめの案件では、無期懲役を受けた 5 人は「犯罪の故意」や物証が揃っているために、破棄院の審理に値しないことが判決文の中で改めて明記された。ひとつめの案件では、上訴しなかった 5 人については、罪が確定しているかどうかをあえて確認せず、上訴しなかった理由や事情に言及することもなかった。この点で両案件の破棄院判事は、それぞれの判断の中で、ムスリム同胞団の扱いについて違いを見せている。ひとつめの執筆者は裁判に関係すること以外には触れないことで、より中立的な姿勢を示したのに対し、ふたつめの判決の執筆者は「テロリスト」たるムスリム同胞団を厳しく扱い、繰り返し言及することで、体制寄りの姿勢を見せている。わずかではあるが、破棄院判事の間さえ、政治体制との関わりや考え方、判決文の書き方に違いがある。この点は、司法府を論じる際に捨象されがちな、個々のアクターの性格や傾向、思想、決断に注目する必要性を示唆している。

## おわりに

本章では、スィーサー体制下の司法のあり方を考察するため、普通司法体系の頂点に立つ破棄院によるムスリム同胞団関連事件の破棄判決を取り上げた。近年の政治過程の中で、司法府はスィーサー体制に積極的に協力する奉仕者になったかの様相を呈しているが、個々の裁判官の下す考えや判決に政治状況がどこまで影響しているのかは、その判決文を見てみなければわからない。そこで本章では、政治体制によって「テロ組織」に認定されたムスリム同胞団の支持者の刑事事件に対する破棄院判事の判決文を検討することで、「法の番人」の心裡を垣間見ようと試みてきた。

第1節では、スィーサー体制と司法府の関わりを概観した。特に2013年の「6月30日革命」後に、それまでムルスィー大統領のムスリム同胞団体制に押さえつけられてきた分、司法府が明らかに軍と結託し、「6月30日革命」体制が進める政治過程に関与してきた。しかし、一口に司法府といっても、その裾野は広く、関係人員は膨大な数に上る。本来であれば、具体的な裁判官の構成や人間関係を取り上げたいところであるが、司法府は日々活動を行う「生きた機関」であり、また外部からはアクセスできない情報も多い。そこで第2節では、破棄院を構造的に特徴づけるため、裁判官の任命や職務を定めた司法権法に目を向け、破棄院判事が普通司法体系の最上位に位置づけられることを明らかにした。

第3節では、「6月30日革命」後のムスリム同胞団支持者によるデモに関するふたつの刑事事件の破棄判決を取り上げた。2013年8月と2014年1月にこの種のデモの参加者が逮捕され、それぞれ30人以上の被告人が一括して有罪とされ、拘留から禁錮、無期懲役までさまざまな実刑判決を受けたが、その多くが破棄院に上訴し、年齢確認や証拠の不十分、「犯罪の故意」の立証に関わる審理不十分を主張し、原判決の破棄を得た。これらの判決は、破棄院という「法の番人」がスィーサー体制下でも機能していることを意味する。他方、出廷しないまま有罪判決を受け、破棄院への上訴にも加わらなかった数人の存在からは、司法の力が及ぶ範囲にも限界があることも示唆された。また、ふたつの判決文の間には、判決文の論調や執筆者の政治体制との関わりの中で、わずかだが有意な違いが見られた。

形成期スィーサー体制は、司法府と手を組み、合法性を重視する姿勢を打ち出してきた。スィーサー大統領自身、司法との協同により作られた2014年憲法の規定に従い、就任の宣誓を最高憲法裁判所で行った。その背景には、いまや「テロ組織」として非合法化されたとはいえ、ムスリム同胞団／自由公正党が選挙で大幅議席を獲得した記憶があるのだろう。スィーサー体制は、何が起るかかわからない選挙よりも、同胞団への反感を共有し、人事面での統率力が強く、安定した組織基盤を持つ司法府と手を組むことを選んだ。司法府を政治の表舞台に引き出し、司法の持つ力と権威を借りて、またはこれを支配の道具として用いて、成立した政治体制だったといえるだろう。当面は司法府との協力関係を保ちつつ、議会選挙を通じて立法府を手に入れることで、三権と軍を掌握した「完全無欠な国家権力」の形成を狙っているのかもしれない。

しかしそれが実現したとき、行政と司法の間の蜜月は終わりを迎え、司法は再び選択を迫られることになる。本章第3節で示したふたつの破棄判決は、三権分立をめぐるこの歴史的な文脈の中に位置づけられる。2014年以降のスィーサー体制形成期において、下級審の裁判官の中には、ムスリム同胞団を否定する政治的雰囲気によってか、拙速な有罪判決を出した者も少なくない。他方、上級審の裁判官は、そうした雰囲気を感じながらも、法の矜持と自らを最高位とする司法制度を守り、政治と法の均衡をとろうとしてきたようである。破棄判決の細部からは、そうした個々の裁判官の思いが読み取られる。その中には政治体制に寄り添う者もいれば、密かな反感を示す者もいる。こうしてみれば、形成期スィーサー体制における政治と法の関係は、単なる上下関係や、支配と奉仕の関係として語るができないだろう。両者は、互いに協調の姿勢を示しながらも、それぞれの生き残りを賭けて、互いが他を利用するという化かしあいの真っ只中にあるのである。

#### <参考文献>

##### <外国語文献>

(英語)

- Ahram Online. 2012. “Egypt Court to Consider Dissolution of Muslim Brotherhood.” *Ahram Online*, 19 June.
- 2013. “Prosecution Orders Arrest of Leading Brotherhood Members.” *Ahram Online*, 10 July.
- 2015. “Egypt Court Set to Issue Final Ruling on Morsi Death Sentence in 'Jailbreak Case'.” *Ahram Online*, 1 June.
- 2016. “Egypt Court Revokes Death Sentence for Morsi, MB Leaders over Prison Break; Orders Retrial.” *Ahram Online*, 15 November.
- 2017. “Cairo Court Confirms It Cannot Withdraw Merits from Ousted President Morsi.” *Ahram Online*, 24 May.
- Barsoum, Marina. 2016. “Lawyer appeals Morsi's 20-year jail verdict.” *Ahram Online*, 18 June.
- Brown, Nathan J. 1997. *The Rule of Law in the Arab World: Courts in Egypt and the Gulf*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Moustafa, Tamir. 2009. *The Struggle for Constitutional Power: Law, Politics, and Economic Development in Egypt*. Cambridge: Cambridge University Press.

(アラビア語)

- al-Barbarī, Muḥammad Sayyid and Ashraf al-Jawharī al-Minshāwī, eds. 2014. *Qānūn*

- al-'Uqūbāt al-Miṣrī al-Ṣādir bi-l-Qānūn Raqm 58 li-Sana 1937 Tibqan li-Aḥdath al-Ta'dilāt (al-Ṭab'a al-Thāmina 'Ashar)*. Cairo: Maṭābi' al-Amīriya.
- al-Barbarī, Muḥammad Sayyid and Tharwat Sa'd Zaghlūl, eds. 2013. *Qānūn al-Ijrā'āt al-Jinā'iya al-Ṣādir bi-l-Qānūn Raqm 150 li-Sana 1950 Wafqan li-Ākhar Ta'dilāt-hi (al-Ṭab'a al-Khāmisa 'Ashar)*. Cairo: Maṭābi' al-Amīriya.
- Bishrī, Ṭāriq. 2006. *al-Qadā' al-Miṣrī bayna al-Istiqlāl wa-l-Iḥtiwā'*. Cairo: Dār al-Shurūq al-Dawliya.
- al-Faqī, 'Imād and Samīra 'Ayyād. 2013. "al-Qadā' al-A'lā Yuṣdiru Qarāran bi-'Awda al-Mustashār 'Abd al-Majīd Maḥmūd ka-Nā'ib li-'Umūm Miṣr," *al-Ahrām*, 4 July.
- al-Idāra al-'Āmma li-l-Shu'ūn al-Qānūniya, ed. 2012. *Qānūn al-Sulṭa al-Qadā'iya Raqm 46 li-Sana 1972 Wafqan li-Aḥdath al-Ta'dilāt*. Cairo: al-Maṭābi' al-Amīriya.
- Ismā'īl, al-Walīd *et al.* 2013. "Maṣādir Qadā'iya: <Mursī> Yuwājihu al-I'dām fī Qadīya <Wādī al-Natrūn>." *al-Waṭan*, 10 July.
- al-Jazīra. 2014. "Ghadab li-Ḥukm li-I'dām 529 min Rāfiḍī Inqilāb Miṣr." *al-Jazīra*, 24 March.
- Najīb, Muḥammad Fathī. 2004. *al-Tanzīm al-Qadā'i al-Miṣrī (Ṭab'a Mazīda Munaqqaha)*. Cairo: Dār al-Shurūq.



